

職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大されます

労働安全衛生法施行令の改正により令和5年4月1日から職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種が拡大されます。
危険・有害性を有する化学物質を製造又は取扱う設備に対象が拡大された為です。

○現在の対象業種

- ・建設業
- ・製造業
- ・食料品製造
- （旨味調味料製造及び動植物油脂製造）
- ・繊維工業
- （紡績業及び染色整理業）
- ・紙加工品製造業
- （セロファン製造業）

○新たに加わる業種

- ・電気業
- ・ガス業
- ・自動車整備業
- ・機械修理業
- （旨味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）
- ・新聞業
- ・出版業
- ・製本業及び印刷物加工業



職長とは「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」

（労働安全衛生法第60条）と定められています。

事業場によつて監督、班長、リーダー等様々な名称で呼ばれています。が、仕事上において現場で指揮命令する立場の方です。

建設現場や工場において資格を持たない者は部下に対して指揮監督することができません。

職長の職務は現場作業において、作業者に対し、安全かつ効率的に作業を進めるため指揮監督を行うのが主な役割です。

現場・品質・人間関係など様々なものを管理することになります。当センターにて職長・安全衛生責任者の安全衛生教育ぜひ受講を!!

危険有害な作業を請け負わせる一人親方等への措置の義務化

今まで一人親方は、労働安全衛生法に基づく措置の対象ではありませんでしたが、令和5年4月1日より危険有害な作業を行う事業者は一人親方等に対して一定の保護措置が義務付けられます。

○危険有害な作業の例など
厚生労働省・労働基準監督署が発行するガイドライン参照



労働局・監督署
ガイドライン

○作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

・「一人親方等が作業を行う時も事業者が設置した排気装置等の設備を稼働させる、設備の使用を許可する」等の配慮を行うこと」

・「特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業について一人親方等に作業方法を周知すること」

・「保護具を使用させる義務がある作業について一人親方等に保護具を使用する必要がある旨を周知すること」

○他社の労働者、資材搬入業者等に対する措置の義務化

・「保護具を使用させる義務がある作業場所について他社の労働者等に保護具を使用する旨を周知すること」

・「立入禁止や喫煙、飲食禁止にする場所について他社の労働者等も立入禁止や喫煙・飲食禁止とする」と

・「作業に関する事故等が発生し、回避させる必要がある時は他社の労働者等も退避させること」

・「化学物質の有害性等を見やすく掲示する義務がある作業場所について、他社の労働者等も見やすい箇所に掲示すること」

が、義務化されます。



SDS提供義務の対象物質が変更・追加されます

SDSとは危険化学物質の適切な取扱、保管、輸送、廃棄方法等が記載されている文書の事。

SDS作成は指定化学物質が規定含有率以上含有する製品を他事業者に譲渡又は提供する全ての事業者に課せられます。

今現在、562物質が指定されていて、令和3年10月の化学法改正により、649物質が増えますが、改正後の指定化学物質のSDS提供は令和5年4月1日からです。

事業者が製造業者から購入、そのまま直接顧客に販売する場合でも事業者の責任においてSDSの提供、ラベルの作成をしなければなりません。